2　温泉利用施設の構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を⑵及び⑶において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素濃度を⑴に示す基準を超えないようにすること。

⑴　浴室内の空気中の硫化水素濃度

イ　浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度　20ppm

ロ　浴室床面から上方70cmの位置の濃度　10ppm

⑵　換気孔等又はばっ気装置等

イ　温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。

(イ)　換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ロ)　ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ハ)　換気孔等及びばっ気装置等を有する構造

ロ　換気孔等の設置については、浴室内に２か所以上設け、かつ、そのうち１か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図１参照）

ハ　浴室内には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

⑶　浴槽

イ　浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図１及び２参照）

ロ　浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図１及び３参照）

3　浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

⑴　（略）

⑵　濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めたときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日２回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち１回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

⑶　（略）

2　温泉利用施設の構造

温泉利用許可者（温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第１項の規定による許可を受け、温泉を公共の浴用に供し、又は供しようとする者をいう。以下同じ。）は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を次の設備構造等とすること。

（新規）

（新規）

（新規）

⑴　換気孔等

イ　浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気孔等」という。）を設ける等により、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(イ)　浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度　20ppm

(ロ)　浴室床面から上方70cmの位置の濃度　10ppm

（新規）

ロ　換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間に湯畑その他のばっ気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ、浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超えないようにすること。

ハ　換気孔等は、２か所以上設け、かつ、そのうち１か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図１参照）

⑵　浴槽

イ　浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図２参照）

ロ　浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図３参照）

3　浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

⑴　（略）

⑵　濃度の測定

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認めたときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日２回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち１回は、浴室利用開始前に行うこと。

⑶　（略）